

環境大臣 望 月 義 夫 様

要 請 書

4月14日、放射性指定廃棄物最終処分場の名称を「長期管理施設」に変更し、将来的に施設を撤去した上で原状回復するとの発表がなされました。しかし、そのことで風評被害や実被害を防げるわけでも、住民の理解が得られるわけでもありません。貴省に対する不信感を増幅する以外の何物でもありません。

さて、昨年来、5者会談での質問及び質問書の提出をさせていただきましたが、それに対する回答は、基準の変更、言葉のすり替え、不都合な事実に対する無回答、つじつま合わせ等が多数見られ、到底受け入れられる内容ではありませんでした。

貴省が、まず行うべきことは、加美町の質問に対する正確かつ誠実な回答と宮城県内の放射性指定廃棄物の再調査ではないでしょうか。

改めて、田代岳は候補地の選定要件を満たしておらず、加美町としては、説明会の開催、詳細調査の受け入れを固くお断りさせていただくと共に、下記について強く要請します。

1 田代岳の指定廃棄物最終処分場候補地からの白紙撤回を求める

以下の理由から、田代岳は、市町村長会議で決定した候補地としての要件を満たしておらず、本来候補地となり得なかった場所である。

- (1) 候補地は、貴省が示した標準的な最終処分場建設に必要な面積を十分確保することのできない場所である。
- (2) 候補地には、勾配30度以上の傾斜地を含む斜面崩壊エリアが含まれており、除外されるべき場所である。
- (3) 候補地は、宮城県指定の水道水源特定保全地域であり、水源そのものである。水源との近接距離は「安心等の地域の理解がより得られやすい地域を選定するための評価項目及び評価指標」の一つであり、水源である候補地は到底理解の得られる場所ではないことから、選定されるべき場所ではない。

2 宮城県内の放射性指定廃棄物の再調査を求める

東京電力福島第1原子力発電所爆発事故から4年以上が経過し、放射性廃

棄物の放射能濃度は自然減衰している。貴省は、宮城県内にある指定廃棄物（未指定も含む）の放射能濃度及び保管量を直接調査し、現状を正確に把握した上で、指定廃棄物の処分方法について再検討すべきである。併せて、これまで、国や県が保管・管理し、定期的に放射線量を測定してきた指定廃棄物の測定データの公表を求める。

3 放射性物質汚染対処特措法、基本方針の見直しを求める

施行から3年過ぎた特措法及び基本方針を見直し、県内で保管している8,000Bq/kg超の放射性廃棄物について、最終的には国及び東京電力の責任で、排出者である東京電力の敷地内に一元管理すべきである。市町村が保管に困っている8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、国が責任を持って処分を行うべきである。

指定廃棄物最終処分場建設は、町の存亡にかかわる問題です。まずは、宮城県内にある指定廃棄物（未指定も含む）の放射能濃度及び保管量を貴省が直接調査し、現状を正確に把握した上で、風評被害等による新たな被害者を出すことなく、地域を衰退させぬ新たな解決策を検討されることを強く要望します。

平成27年4月16日

宮城県加美町長 猪股洋文